

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の説明書

外

務

省

目 次

ページ

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 条約の主要な内容	一
1 適用対象及び定義に関する規定	一
2 二重課税の回避等のための規定	一
3 二重課税の除去の方式に関する規定	一
4 効力発生及び適用	一
5 その他	一
6 議定書	一
三 条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、アラブ首長国連邦との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成十八年（二千六年）十一月から政府間交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十五年（二千十三年）五月二日にはドバイにおいて、日本側在アラブ首長国連邦加茂大使とアラブ首長国連邦側アッ・ターリル財務担当国務大臣との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、O E C D モデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び經濟的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税の回避を目的として、アラブ首長国連邦との間で課税権を調整するものである。この条約の締結により、国際標準に沿つた情報交換の実施により国際的な脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とアラブ首長国連邦との間で課税権の調整が図られることとなり、相互の人的交流及び經濟的交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」等の用語を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得について

は、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる（第七条）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができる（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料については、源泉地国での限度税率及び免税（第十条から第十二条まで）を規定している。

また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えない等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第五条）、個人が芸能人等として取得する所得等については、役務提供地国において課税することができること（第十五条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十七条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十八条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）、匿名組合契約その他これに類する契約に基づく所得及び収益については、当該所得及び収益が生ずる締約国の国内法令に従つて課税することができる（第二十条）を規定している。

さらに、これらの条に規定がないその他の所得については、居住地国課税を原則とする（第二十一条）を規定している。

3 二重課税の除去の方式に関する規定

我が国及びアラブ首長国連邦においては、いざれも外国税額控除方式により一重課税を除去することを規定している（第二十二条）。

4 効力発生及び適用

この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この条約の適用については、各締約国における税制の現状を反映した規定としている（第二十七条）。

5 その他

両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十三条）、条約の規定に適合しない課税についての申立て及び権限のある当局間での協議（第二十四条）、権限のある当局間での租税に関する情報の交換（第二十五条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権との条約との関係（第二十六条）並びにこの条約の終了（第二十八条）について規定している。

6 議定書

「アラブ首長国連邦の租税」の範囲（議定書1）、「一方の締約国の居住者」の範囲（議定書2）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得の範囲（議定書3）、課税所得の計算上受益者に支払う配当を控除することができる法人が支払う配当に対し、源泉地国において適用される限度税率（議定書4）、「公認の有価証券市場」の範囲（議定書5）、法人の株式等の譲渡から生ずる収益の課税（議定書6）、アラブ首長国連邦の「特殊関係者」の範囲（議定書7）、租税に関する無差別待遇の範囲（議定書8）、情報の提供を拒否することができる場合（議定書9）、この条約の規定が締約国の法令等によって認められる租税の减免を制限するものではないこと（議定書10）、取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合における条約の特典の制限（議定書11）並びにこの条約の規定が各締約国等の炭化水素の探査及び開発から生ずる所得に対する課税に関する法令を適用する権利に影響を及ぼすものではないこと（議定書12）について規定している。

三

1 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

